

定期報告対象一覧表 建築物

用途	規模等	報告時期
学校	①当該用途が3階以上の階にある場合 ※1 ②当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合	西暦の偶数年の11月30日
劇場、映画館、演芸場	①当該用途が3階以上の階にある場合 ※1 ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ※2 ③主階が1階にない場合 ※2 ④当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 ※2	
観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂、集会場	①当該用途が3階以上の階にある場合 ※1 ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ※2 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 ※2	
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	①当該用途が3階以上の階にある場合 ※1 ②2階の当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 ※2	
体育館（学校に付属するものを除く。）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ※1 ②当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合 （対象用途が避難階のみの場合を除く。）	
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	①当該用途が3階以上の階にある場合 ※1 ②2階の当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 ※2	西暦の奇数年の11月30日
展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ※1 ②2階の当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 （対象用途が避難階のみの場合を除く。） ④当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 ※2	
共同住宅 ・サービス付き高齢者向け住宅 寄宿舎 ・サービス付き高齢者向け住宅 ・認知症高齢者グループホーム ・障害者グループホーム 就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ※1 ②2階の当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 ※2	
ホテル、旅館	①当該用途が3階以上の階にある場合 ※1 ②2階の当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 ※2	
事務所	①階数5以上かつ延べ面積1,000㎡超の場合	

・左に掲げる用途に該当し、右に掲げる規模等のいずれかに該当するものが定期報告の対象建築物となります。

※1 その用途に供する部分の床面積が100㎡を超える建築物に限る。

※2 その用途に供する部分の床面積が200㎡を超える建築物に限る。

定期報告対象一覧表 特定建築設備等

建築設備	報告時期
定期報告対象建築物に設けられている建築設備で、以下の①から③に該当する建築設備 ①建築基準法施行令第20条の2第1号ロに規定する中央管理方式の空気調和設備 ②法第35条の排煙設備で排煙機又は送風機を有するもの ③法第35条の非常用の照明装置	毎年11月30日

防火設備※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。	報告時期
①定期報告対象建築物に設けられる防火設備 ②以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡を超える建築物に設けられる防火設備 <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ・寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ・高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（※定期報告対象一覧表 建築物を参照） 	毎年11月30日

昇降機	報告時期
①エレベーター ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機 （昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm未満のものに限る。 【フロアタイプと呼ばれるもの】）	検査済証の交付を受けた日に 応ずる月

※いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。

※労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター（労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているもののうち一般公衆の用に供されていないもの。）のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの（積載荷重が1トン以上のもの。）を除く。

準用工作物	報告時期
①乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。） ②ウオーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ③メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	検査済証の交付を受けた日に 応ずる月